

- ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
- ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

2 保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行いに対応し、子どもが安定感を得て、次第に主体的に保育所の生活に適応できるなじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること。

(2) 乳児保育に関わる配慮事項

- ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにする努めること。
- ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第5章（健康及び安全）に

※2. 「素材や用具」－保育の実施上の配慮事項（4）－
クと合わせる。

※文言の整理。「適応」より「なじむ」方が子どもの実態に近い。「主体的になじむ」とはいわない。

※「する」ではなく「努める」とする。

<p>示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。</p> <p>オ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p> <p>(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。</p> <p>イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。</p> <p>ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。</p> <p>エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。</p> <p>オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと。</p> <p>カ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p> <p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。</p> <p>イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。</p> <p>ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。</p> <p>エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。</p>	<p>※遊びを限定的にしないで広がりを持たせる</p>
---	-----------------------------

- オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
- カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。
- ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらして自由に表現できるよう、保育に必要な材料素材や用具をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。
- ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第4章 保育の計画及び評価

保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、全体的な「保育計画」及び保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」から構成される保育の計画を作成しなければならない。

保育の計画保育課程及び指導計画（以下、「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

1 保育の計画

(1) 保育計画課程

ア 保育計画課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が、保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成達成されるよう、作成さ

※言葉を添える

※「材料」だけでなく「素材や用具」とする

※3歳以上児の項目なので「幼児期」とする

※「保育計画」を「保育課程」に変更したことに伴う修正

※保育課程の編成における留意事項や配慮についての説明を補う。

れなければならない。

イ 保育計画課程は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成して作成されなければならない。また、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って保育するよう配慮することが重要である。

ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。

(2) 指導計画

ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 保育計画課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえて保育すること。

(ウ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

イ 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。

(ウ) 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

(エ) 保育士等がは、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、保育の過程を子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程

※「保護者の意向」については第1章総則に、すべてに及ぶ基本原則として示すこととする。また、「子どもや家庭の状況」に保護者の意向を含んで考えていく。

※指導計画作成の留意点であるので語尾が「保育すること」では不適當。

※わかりやすく語順を変える。

を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、
や改善を図ること。

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその
他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ア 発達過程に応じた保育

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に
即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促される
よう配慮して作成すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合での保育においては、一人一人
の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう
配慮すること。

イ 長時間にわたる保育

長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態
に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画
に位置付けること。

ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を
把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成
長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を
実施する観点から、個別の支援計画を作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導
計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行
えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、保護者との相互理解を図り
ながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

※ここにおいては保育士の保育の記録、「見直し」が重要
であり、これが2の「自己評価」につながる。

※指導計画の作成上の留意点として語尾をそろえる。

※「異年齢保育等を行う場合」では、特別な印象を受ける
ので適切な表現に。

（個別の「支援計画」のままにするが、個別の指導計画と
支援計画があることや、その両方の内容を併せたものを作
成することなど、解説書で説明する必要あり）

※「保護者の意向」一方的な意向ではなく、相互理解を図
っていくことが重要。

<p>エ 小学校との連携</p> <p>（ア）子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。</p> <p>（イ）子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携</p> <p>子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実を図られるよう配慮すること。</p> <p>2 保育の内容等の自己評価</p> <p>（1）保育士等の自己評価</p> <p>ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（ア）子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程への関わりなどに十分配慮すること。</p> <p>（イ）自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>（2）保育所の自己評価</p> <p>ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育課程及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p>	<p>※わかりやすく修正</p>
--	------------------

（ア）地域の实情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

（イ）児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。

第5章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

1 子どもの健康支援

（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

（2）健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子ど

<p>もの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>(3) 疾病等への対応</p> <p>ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、<u>保護者に連絡するとともに</u>、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、保護者に連絡するとともに、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>ウ 子どもの疾病や不時等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(1) 環境及び衛生管理</p> <p>ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。</p> <p>(2) 事故防止及び安全対策</p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>3 食育の推進</p> <p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基</p>	<p>※保護者に連絡することがほとんどの場合、先である実情を踏まえて、語順を変える。</p> <p>※「不時の事態」はわかりにくい。</p>
--	--

礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

- (1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- (2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育計画課程及び指導計画保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。
- (3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- (4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性をいかした対応を図ること。

4 健康及び安全の実施体制等

施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3に規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。

- (1) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。
- (2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士、看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかして業務に当たること。
- (3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知にするよう努めること。
- (4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

※第4章参照

健康及び安全に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することにかんがみ、その効果的な実施のため、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施設長の責任の下に、年間を通じて計画的に展開するために、全職員が連携、協力して行うこと。

↑

中間報告

※施設長の役割と責任の重要性をより明確にした。また、施設長の責務の下、計画的、組織的に取り組むことの重要性を打ち出した。

※(3)「周知に努める」より「周知するよう努める」の方が適当

第6章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章（総則）に示されているように、その特性をいかし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

1 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性をいかすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の意向~~気持ち~~を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- ~~(6)~~ (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めるこ

※「保護者の意向」を「気持ち」する。気持ちや思いを受容することの大事さについての説明である。

※守秘義務等についての規定を設ける

保育所保育指針（案）

と。

(4) 子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

第7章 職員の資質向上

第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員集団全体の専門性の向上を図ることが求められるよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

※「発達障害」を特出ししない。

※ 「職員集団」を「職員全体」にする。

※ 語尾の表し方で努力義務など、明確にする。

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

(1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。

(2) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門的知識及び技術専門性などを高めていくとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが、保育所全体の保育の質の向上につながること。

(3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を基盤として形成していく中で、常に、自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

(1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

(2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の（1）（保育士等の自己評価）及び（2）（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつくること。

(3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

(1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努めなければならない。

(2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

※目的を明記

※「形成していく中で」の方が実態に即している

※わかりやすくするため、語順を変える。